

維持管理に関する計画書

維持管理の技術上の基準（共通基準）	対応
1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	本設備へのごみの投入は定量供給機を用いて行い、投入量が処理能力を超えないように調整します。処理能力を超えた場合には警報を発信するシステムとします。
2 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃プラスチックは容器内保管、または倉庫内に保管します。ガス化による悪臭は発生しません。
3 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	構内を1回/日、清掃を行います。
4 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	パトロールを毎日行い、異常があれば整備します。
5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	本施設から排水する冷却水の水質は、生活環境保全上の支障が出るものではありません。プロセス排水は中和処理後に、運河へ排出します。
6 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	事業所外へ排出する排水のpH、SS、COD、全窒素、全リンを月1回、ノルマルヘキサン抽出物質、ダイオキシン類を年1回定期分析します。また、毎日のパトロールで定期点検を行います。フレア出口でのばい煙の検査を6か月に1回、実施します。
7 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	点検記録票、機能点検記録票及びその他の措置の記録簿等を3年間保存します。

維持管理の技術上の基準（個別基準）	対応
1 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。	低温ガス化炉では、原料供給フィーダーの回転数で原料の投入速度を調節します。
2 ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。	低温ガス化炉では、ガス化に必要な酸素量を制御することで、適正な温度に保持します。
3 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。	高温ガス化炉では、ガス化改質に必要な酸素、蒸気量の制御により、温度を適正に保持することが可能です。
4 改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	炉内壁面中に温度計を設置し、連続的に温度を記録します。
5 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合を除く。）	高温ガス化炉下部にて直接水冷却装置を設けることにより摂氏 200 度以下とします。
6 除去設備に流入する改質ガスの温度（除去設備内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200度以下に冷却することができる場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	改質ガスの温度を高温炉出口にて連続的に測定し、かつ記録します。
7 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。	スラグ回収設備からスラグとして連続的に回収します。
8 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が0.1 ng/m ³ 以下となるようにごみのガス化及び改質を行うこと。	ダイオキシン類の濃度が0.1ng/m ³ 以下となるようガス化を行います。これは、①高温ガス化設備にて1300℃以上にて分解すること②ガス化設備中は還元雰囲気であること③急冷することにより再合成温度領域を瞬時に通過させること、によりダイオキシン類の発生を抑制するものです。
9 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	脱硫設備出口にて測定、記録を行います。ダイオキシン類は年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、硫化水素は6月に1回以上測定、記録を行います。
10 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。（当該施設で生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合を除く。）	焼却灰に相当する成分は低温ガス化設備から未燃物として排出しますが、ばいじんに相当する成分は未燃物とは別にスラグ回収設備で粗粒スラグ及び微粒スラグとして回収し、専用の貯留設備で貯留します。
11 ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	高温ガス化炉へは、スラグの融点以上の温度となるのに必要な酸素を供給します。
12 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消火器その他の消火設備を設置します。
13 固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。	容器品由来の廃プラスチックは発酵しないため、湿潤な状態での保管に問題ありません。なお、廃プラスチックを減容成形したRPFは発火を防ぐため湿潤の状態での保管をします。
14 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする。	

<p>(1) 固形燃料に含まれる水分が 10 重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。</p>	<p>容器由来の廃プラスチックは発酵しないため、湿潤な状態での保管に問題ありません。搬入時に表面温度を測定し、記録します。</p>
<p>(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。</p>	<p>搬入時に目視点検を行い、記録を残します。</p>
<p>15 搬入しようとする固形燃料の性状が上記14(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。</p>	<p>廃プラスチックが粉化している場合、また温度が異常の場合には保管設備へ搬入しません。</p>
<p>16 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、以下の規定による。</p>	
<p>(1) 固形燃料に含まれる水分が 10 重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。</p>	<p>容器由来の廃プラスチックは発酵しないため、湿潤な状態での保管に問題ありません。搬出時に表面温度を測定し、記録します。</p>
<p>(2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。</p>	<p>搬出時に目視点検を行い、記録を残します。</p>
<p>17 搬出しようとする固形燃料の性状が上記16(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。</p>	<p>廃プラスチックが粉化している場合、また温度が異常の場合には外部に処理を委託します。</p>
<p>18 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>容器由来の廃プラスチックは発酵しないため、湿潤な状態での保管に問題ありません。表面温度を測定し、記録します。</p>
<p>19 固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>容器由来の廃プラスチックは発酵しないため、湿潤な状態での保管に問題ありません。なお、廃プラスチックを減容成形した R P F は発火を防ぐため湿潤の状態での保管をします。</p>
<p>(2) 保管設備内を常時換気すること。</p>	<p>保管設備内を常時換気します。</p>
<p>(3) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、固形燃料の入替えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。</p>	<p>容器由来の廃プラスチックは発酵しないため、発酵による温度上昇がおきません。万が一、温度上昇した場合には散水します。</p>
<p>20 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。</p>	
<p>(1) 複数の容器を用いて保管する場合には、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>容器由来の廃プラスチックは発酵せず、発酵による温度上昇がおきないため、放熱が不要です。また、フレコン袋にて保管するため、密閉となりません。</p>
<p>(2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>パトロールで温度を測定し、記録します。</p>
<p>(3) 上記(2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	<p>表面温度を測定し、温度が異常に高くないことを確認します。</p>
<p>21 固形燃料をピットその他外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合は、上記19(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	倉庫内を平日に1回/日清掃します。
(2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。	容り品由来の廃プラスチックは発酵しないため、発酵による温度上昇がおきません。倉庫において温度上昇した場合には散水して冷却します。
(3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。	倉庫内の表面温度を測定します。
(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ記録すること。	倉庫内の温度を測定し、記録します。
(5) 上記(3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	倉庫内の温度を連続的に測定、監視し、温度が異常に高くないことを確認します。